

有田市オンラインショップ運営業務委託仕様書

1 委託業務名

有田市オンラインショップ運営業務委託

2 目的

有田市産の農林水産品及び特産品等を販売するモール型オンラインショップを構築・運営し、市の製品の販売を拡大するとともに、市内事業者のオンラインショップ活用を促進し、販売チャネルの一つとしていくことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日

4 委託業務の内容

(1) オンラインショップの出店

- ・オンラインショップモール内に有田市産品を販売するオンラインショップを出店する。

(2) オンラインショップの運営・管理

- ・商品管理（受発注管理）、決済管理、出品事業者への商品代金の支払い
- ・決済手数料及び通信サービス利用料の支払い
- ・商品に係るご意見、返品、破損、紛失、その他問い合わせ等への対応
- ・出品事業者へのサポート
- ・業務情報及び顧客情報等の適切な管理
- ・商品ブランディング及び販売コンサルティングを踏まえた効果的な販売促進
- ・その他運営に必要な業務

5 委託料

本契約委託料は、1,710,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

出展及び運営に係る経費のうち、以下の項目については本業務委託料に含むものとする。その他必要な経費は運営事業者が負担することを基本とするが、運営への支障が想定される場合は必要に応じて市と協議すること。

- ①オンラインショップページ作成費用（商品登録等）に係る経費
- ②オンラインショップモール出店に係る経費

6 業務報告

(1) 業務月次報告書及び売上月次報告書等の提出

業務月次報告書及びオンラインショップ運営開始後の商品ごとの売上月次報告書、またデータ分析結果等を翌月10日までに本市に提出すること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

本業務が完了したときは、業務が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、委託業務実績報告書を本市に提出して検査を受けること。なお、当該報告書に業務の実施内容及び成果を明確に示すこと。

7 その他

- (1) 販売商品の価格は、出品事業者の希望する小売価格及び卸売価格を基本とする。ただし、運営事業者が運営に必要な経費等を踏まえ、運営事業者が出品事業者と協議の上、決定すること。
- (2) 本業務仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、本市と受託候補者が協議のうえ決定するものとする。